

インフルエンザは、法令の規定により出席停止となり、出席停止期間も同様に定められています。医師の記載による登園許可書の提出の必要はありませんが、インフルエンザの症状が回復し、登園再開するときは、必ず保護者の方が下記の「インフルエンザ治癒報告書」に必要事項を記入して、園へ提出してください。

## インフルエンザ治癒報告書 (保護者記入)

令和 年 月 日

吉久ひなどり保育園 園長 殿

組 園児氏名

保護者氏名

医療機関で診察を受け「インフルエンザ（疑いを含む）」と診断されました。その後、症状が回復し、集団生活に支障がない状態になりましたので、報告いたします。

1 診断名 インフルエンザ ( A型 ・ B型 )  
 ※型がわかっている場合は、該当するものに○をつけてください。

2 初診日 (インフルエンザと診断された日) 令和 年 月 日 ( )

3 発症日 (発熱した日または診断のきっかけとなった症状が見られた日)

令和 年 月 日 ( )

例	発症日	発症後5日間 (出席停止期間)					発症後5日を経過		
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
発症後1日目に解熱した場合		解熱					登園OK		
発症後2日目に解熱した場合			解熱				登園OK		
発症後3日目に解熱した場合				解熱			登園OK		
発症後4日目に解熱した場合					解熱			登園OK	

### 【登園の基準】

※発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過した翌日から登園できます。

※ただし、解熱した後3日を経過しても、発症してから5日を経過しない場合には登園できません。

4 登園の基準による登園可能日  
 または医師から登園を認められた日 令和 年 月 日 ( )

5 受診した医療機関名 医療機関名